

## 京都府警察障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

1 評価年度  
令和4年度

2 目標に対する達成状況

(1) 採用に関する目標

**目標値：法定雇用率2.6%**

実雇用率は、目標値である法定雇用率を満たしている。

引き続き法定雇用率を充足するため、計画的な採用に努めるものとする。

法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数(A) ※1	障害者である職員の数(B) ※1	実雇用率(B/A) 法定雇用率2.6% ※2	法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない障害者の数(C)
731.0 人	19.0 人	<b>2.60 %</b>	0 人

※1 短時間勤務職員(週当たりの勤務時間30時間未満の職員)は、0.5人に換算するため、人数に小数点以下が生じることがあるもの。

※2 「法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない障害者の数(C)」とは、(A)の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から、(B)の障害者である職員数を減じて得た数であり、これが0人となることをもって法定雇用率を満たしていることになる。そのため、実雇用率(B/A)が法定雇用率を下回っていても、(C)が0人となることもあり、この場合は法定雇用率を達成していることになる。

(2) 定着に関する達成状況

障害者である職員に対し、アンケート調査を実施したところ、職場の全体的な評価について、「満足」、「やや満足」と回答した職員が**80%**を占めている。

また、障害者である職員の不本意な離職は認められなかった。

よって、定着に関しては概ね達成できたと考える。

項目	「満足」、「やや満足」と回答した職員の割合
<b>職場の全体的な評価</b>	<b>80%</b>
現在の仕事の内容	80%
現在の業務量	67%
物理的な作業環境	60%
相談できる職場環境	80%
勤務する上での障害への配慮	67%

3 障害者活躍を推進する体制整備

(1) 組織面の取組

ア 障害者雇用推進者の選任

障害者雇用推進者に警務部長を選任している。

イ 障害者職業生活相談員の選任

障害者職業生活相談員に、以前より選任していた警務部警務課人事第二係員に加え、新たに本部産業医並びに警務部厚生課健康管理センターの臨床心理士及び保健師を選任し、相談員の増員を行った。

ウ 相談窓口等の整備

障害者職業生活相談員へのメール相談窓口を開設している。

(2) 人材に関する取組

ア 新たに障害者職業生活相談員に選任された者に対して、京都労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させた。

イ 全職員に対し、障害者である職員に対して理解を深めてもらうため、障害者活躍推進計画について改めて周知し、合理的配慮に関して教養する資料を配布した。

4 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1) 職務環境

障害者である職員のより良い職務環境の実現のため、オストメイト対応トイレが未整備であった2警察署に対し、整備を実施した。

(2) 募集・採用

令和4年度身体障害者及び精神障害者を対象とした職員採用選考試験を実施した。

実施日	第1次試験（筆記試験）	令和4年9月18日
	第2次試験（面接試験）	令和4年10月26日

(3) 働き方

スライドワークの利用による柔軟な勤務時間の設定により、障害者である職員の実情に応じた働き方の支援を行っている。

また、各種休暇の積極的な取得促進を呼びかけ、多様な働き方・休み方の実現を図っている。

(4) キャリア形成

障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出、適切な人事配置を行い、障害者である職員のキャリア形成の支援を行った。

また、キャリア形成のための支援機器の導入を試験的に実施した。

5 障害者就労施設等への発注

国等による障害者就労施設等の物品の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づき、障害者就労施設等への発注を行った。